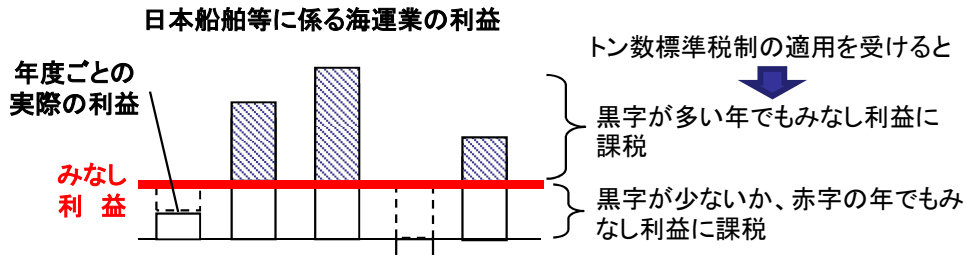


平成28年度日本船舶・船員確保計画の実施状況について

1. 外航海運
 - (1) トン数標準税制の概要
 - (2) 関係条文等
 - (3) 外航日本船舶及び外航日本人船員の確保状況
2. 内航海運
 - (1) 内航船員の現状と船員確保のための取組
 - (2) 内航船員の確保状況

トン数標準税制（平成21年度適用開始）の概要

- 外航船舶運航事業者が、「日本船舶・船員確保計画」を作成し、国土交通大臣の認定を受けた場合、日本船舶等に係る利益について、みなし利益課税の選択が可能。



- 利益の変動が激しい外航船舶運航事業者にとって、毎年の納税額が予見可能となり、**船舶投資（※）を安定的・計画的に行うことが可能。**

※一隻当たり数十億円から数百億円

- 平成25年度から、日本船舶に加えて**準日本船舶も対象に追加。**平成29年4月には、**準日本船舶の対象の拡大等**を内容とする「海上運送法及び船員法の一部を改正する法律」が成立。

我が国経済活動を支える国際海上輸送の安定化を通じて、経済安全保障を確立。

日本船舶・船員確保計画の認定制度の概要

日本船舶の確保・船員の育成及び確保に関する基本方針
(平成25年国土交通省告示第326号)



日本船舶・船員確保計画の作成（船舶運航事業者等）



日本船舶・船員確保計画の認定（国土交通大臣）

準日本船舶の概要

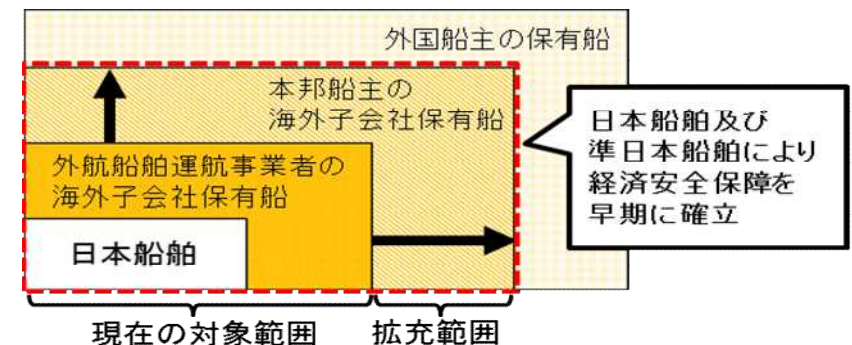
- 航海命令※が発せられた場合に、迅速に日本船舶となること可能な外国船舶
- ※海上運送法第26条第1項 国土交通大臣は、航海が災害の救助その他公共の安全の維持のため必要であり、かつ、自発的に当該航海を行う者がいない場合又は著しく不足する場合に限り、船舶運航事業者に対し航路、船舶又は運送すべき人若しくは物を指定して航海を命ずることができる。

現行の準日本船舶

外航船舶運航事業者が実質的に保有する外国船舶

新しい準日本船舶

本邦船主が実質的に保有する外国船舶



○海上運送法(昭和24年6月1日法律第187号)(抄)

(日本船舶及び準日本船舶の確保に関する事項の公表)

第45条の2 国土交通大臣は、毎年度、日本船舶(対外船舶運航事業の用に供されるものに限る。)及び準日本船舶の確保に関するものとして国土交通省令で定める事項を公表するものとする。

○海上運送法施行規則(昭和24年8月31日運輸省令第49号)(抄)

(日本船舶及び準日本船舶の確保に関する事項の公表)

第46条 法第45条の2の国土交通省令で定める事項は、日本船舶(対外船舶運航事業の用に供されるものに限る。)及び準日本船舶のそれぞれの隻数とする。

○日本船舶及び船員の確保に関する基本方針 (平成25年3月26日国土交通省告示第326号)(抄)

6. 日本船舶及び船員の確保に関する施策の評価の実施

安定的な海上輸送を継続的に確保していくためには、国際的な競争条件の均衡化を図ることに加え、日本船舶及び船員の確保を図ることが重要であることに鑑み、2に掲げる諸施策の効果を検証するとともに、今後も諸外国の動向等を踏まえ、我が国における施策の充実・強化の是非を不断に検討する必要がある。

このため、毎年度、施策の実施状況について交通政策審議会海事分科会に報告することとする。また、日本船舶及び船員の確保の施策の効果について適当な時期において評価することとし、必要があると認めるときは、今般の新たな制度的枠組みについて検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

日本船舶・船員確保計画の認定状況

○ 平成29年3月時点における認定事業者は計7社

：旭海運、飯野海運、NSユナイテッド海運、川崎汽船、JXオーシャン、商船三井及び日本郵船
 <認定事業者の変遷>

平成21年3月に10社、平成22年2月に1社それぞれ認定。

平成22年10月：認定事業者同士の合併【新和海運／日鉄海運→NSユナイテッド海運】

平成24年4月：日正汽船（認定事業者）が雄洋海運と合併し商号変更【JX日鉱日石 SHIPPING】

平成25年4月：三光汽船が認定取消

平成26年2月：JX日鉱日石タンカーを認定

平成26年3月：旭タンカーが撤退

平成26年4月：認定事業者同士の合併【JX日鉱日石タンカー／JX日鉱日石 SHIPPING→JXオーシャン】

平成29年3月：第一中央汽船が認定取消

日本船舶・船員確保計画のこれまでの実績

項目	旧計画開始時	旧計画(平成21年度～平成25年度)					現行計画			
		第1期実績 (平成21年度)	第2期実績 (平成22年度)	第3期実績 (平成23年度)	第4期実績 (平成24年度)	第5期実績 (平成25年度)	第1期実績 (平成26年度)	第2期実績 (平成27年度)	第3期実績 (平成28年度)	増減 (旧計画開始時→ 拡充計画 第3期実績)
外航日本船舶 の確保計画の実績	77.4隻	95.4隻	118.9隻	131.8隻	143.0隻	167.0隻	181.6隻	201.1隻	216.2隻	138.8隻
準日本船舶 の確保計画の実績	—	—	—	—	—	27隻	40隻	55隻	69隻	—
日本船舶等の合計	—	—	—	—	—	194隻	221.6隻	256.1隻	286.2隻	—
外航日本人船員 の確保計画の実績	1,072人	1,103人	1,112人	1,153人	1,194人	1,134人	1,132人	1,146人	1,162人	90人
日本人海技士 の確保計画の実績	—	—	—	—	—	54人	80人	110人	138人	—
日本人船員等の合計	—	—	—	—	—	1,188人	1,212人	1,256人	1,300人	—

※現行計画の第4期（平成29年度）における外航日本船舶の確保計画隻数は241.1隻。

2-(1) 内航船員の現状と船員確保のための取組

◇ 背景

○内航船員は、50歳以上の割合が51.6%(平成19年度時点)と高齢化が著しく進展し、後継者不足等により船員不足の深刻化が強く懸念

○安定的な国内海上輸送を確保する上で、内航船員の計画的な確保・育成を促進する施策が求められた

法改正

◇ 海上運送法の一部改正(平成20年)

○日本船舶の確保・船員の育成及び確保に関する基本方針(国土交通大臣)

・5年後、10年後にこれらの船員不足が生ずることのないよう内航船員の育成及び確保を図ることが目標。

→ 船員計画雇用促進等事業の創設

○日本船舶・船員確保計画の作成(内航海運事業者)

○日本船舶・船員確保計画の認定(国土交通大臣)

[主な認定要件]

船員としての経験がない者について、採用及び訓練を行う計画であること。

◇ 船員計画雇用促進等事業

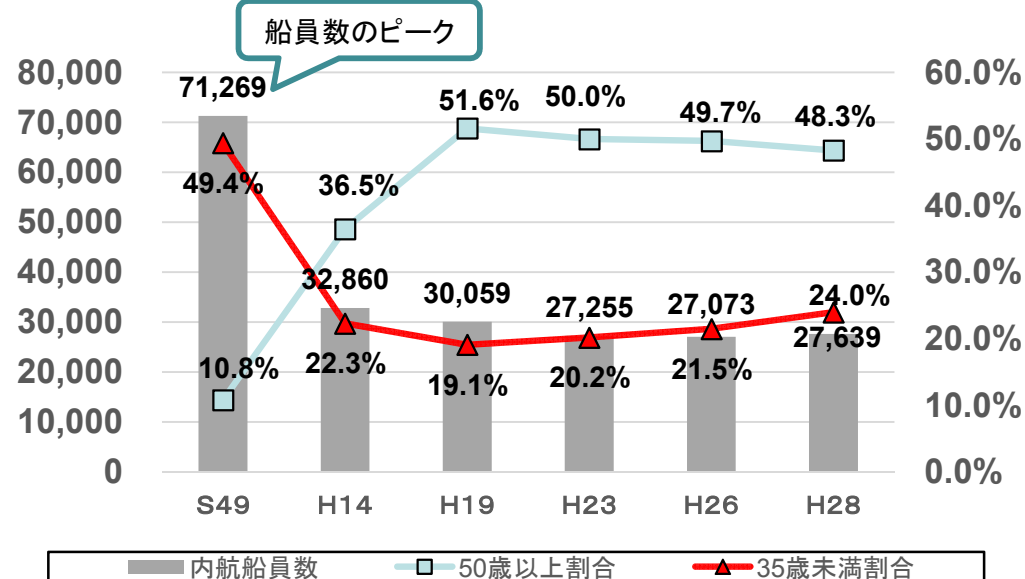
○海上運送法に基づき、認定を受けた日本船舶・船員確保計画に従って若年船員を雇用して、育成を行う事業者を支援

・船員計画雇用促進助成金

・事業者連携・雇用促進助成金

◇ 事業効果

内航船員の推移(平成28年10月現在)



日本船舶・船員確保計画の認定事業者数の推移

	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
認定 事業者数	113社	182社	190社	171社	177社	180社	177社	197社	228社	226社

日本船舶・船員確保計画に基づく船員未経験者の採用状況

	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	合 計
船員教育機関 卒業生 ※	167人	171人	155人	150人	240人	252人	258人	255人	361人	2,009人
船員教育機関 卒業生以外	207人	196人	159人	147人	185人	245人	304人	384人	368人	2,195人
合 計 <うち女性>	374人 <15人>	367人 <5人>	314人 <12人>	297人 <24人>	425人 <14人>	497人 <39人>	562人 <36人>	639人 <48人>	729人 <42人>	4,204人 <235人>

※ 船員教育機関卒業生とは、商船に係る教育機関の修了者をいう。